明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（国土交通三九）　二
〔告示〕
○地域再生計画を認定した件
（内閣府一五九九～二四一三）　九
○地域再生計画の変更を認定した件
（同二四一四～二九一〇）　九三
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（法務三一〇）　一五一
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同三一一～三一五）　一五三
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件
（同三一六）　一五四
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示
（国土交通六四〇）　一六八
○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（同六四一）　一九八
○道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示（同六四二）　二〇四
○装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示（同六四三）　二〇五
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件
（同六四四）　二〇九
○航空路の指定に関する告示の一部を改正する件（同六四五）　二一〇
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三一一
特殊法人等
企業年金基金変更関係　三三七
会社その他
会社決算公告　三三九